平成31年度第1回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

平成31年4月23日(火) 10:30~11:20

2 場 所

県庁 本庁舎2階 第一特別委員会室

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

川崎興太

鎌 田 真理子

川又啓蔵

横田純子

渡 辺 光 則

【事務局】

商工 労 働 部 長 金 成 孝 典商工労働部次長 (産業振興担当)山 寺 賢 一土 木 部 参 事 井戸川 伸商業まちづくり課長 佐藤 淳 ほか

4 審 議

司会

開会に先立ちまして、傍聴者の方々にお願いを申し上げます。 入室時にお配りしております傍聴にあたっての留意事項に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。また、傍聴される方が会議の議事運営に支障となる行為をした場合は、退場していただくことがございますので、御注意いただくとともに、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合には、会議を途中で非公開とする場合がありますので、御承知願います。併せまして、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。

また、テレビカメラにつきましては、次第の「3報告」以降 の撮影は御遠慮いただきますよう御協力お願いいたします。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、 会議次第、委員名簿、審議会規則、資料1から4、参考資料1、 2となっております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、商工労働部長の金成より御挨拶申し上げます。

部長

福島県商業まちづくり審議会の開催にあたりまして、一言御 挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度はじめのお忙しい中、御 出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

商業まちづくり基本方針の見直しにつきましては、これまで、 商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化や「商業まちづく りに関するアンケート」の結果等を踏まえながら、「商業まち づくりを実現するための基本的な方向」や「特定小売商業施設 の立地の誘導及び抑制に関する事項」などにつきまして、見直 しの検討を行い、前回の審議会までに中間整理案にまとめてい ただいたところでございます。

本日は、基本方針と同様に、商業まちづくり推進条例の重要 事項でございます「特定小売商業施設の基準店舗面積」につき まして、これまで事務局におきまして、検討してまいりました 見直し案をお示しさせていただきますので、御審議の程、どう ぞよろしくお願い申し上げます。

今回の見直しを、震災からの復興を更に加速させ、県民の安全・安心な暮らしの実現に寄与するものにしたいと考えているところでございます。

委員の皆様には、それぞれの御専門の立場から、忌憚のない 御意見を賜りますよう、お願いを申し上げ、挨拶とさせていた だきます。

本日はよろしくお願いいたします。

司会

続きまして、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。

(出席した5名の委員を紹介)

以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は5名の委員 に御出席いただいております。審議会規則第3条第3項に定め る過半数の出席をいただいており、審議会は成立しております ことを御報告いたします。

なお、大河内委員、吉田委員につきましては、本日欠席となっております。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川崎会長にお願いいたします。

会長

最初に私から一言申し上げます。

本日は、平成31年度の第1回商業まちづくり審議会となっておりますが、平成最後の商業まちづくり審議会となります。

これまで、私たちは、約1年半にわたり基本方針の見直しに ついて審議をしてきたわけですが、いよいよ大詰めの段階とな っております。

今日、お手元の次第によりますと、議事が2つありますが、特に1つ目の基準店舗面積、これについては非常に大事な議論となりますので、これまで以上に慎重な審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

司会

テレビカメラにつきましては、これ以降の議事の撮影は御遠 慮いただきますよう御協力お願いいたします。

それでは、引き続き川﨑会長、議事の進行をお願いいたしま す。

会長

まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思います。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。

本日の審議会の議事録署名人は、鎌田委員と渡辺委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(鎌田委員、渡辺委員 了承)

ところです。

それでは、議事に入る前に、「商業まちづくり基本方針の見直しに関する審議の経過について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、資料1を御覧ください。商業まちづくり基本方針 見直しに関する審議の経過について、概略を御報告させていた だきます。

前々回までの審議会の経過については、4ページまでに記載しております。

前回、平成31年3月26日に開催しました審議会の内容について説明させていただきますが、これまでの議論をまとめた基本方針の「中間整理案」について確認していただくとともに、「特定小売商業施設の基準店舗面積に関する事項」や「地域貢献活動ガイドラインの見直し」について、御意見をいただいた

基準店舗面積に関する主な意見としましては、「消費購買の動向などについては、年代別の傾向も検討材料にする必要がある」、「RESASのデータも活用してはどうか」などの御意見をいただきました。

また、地域貢献活動ガイドラインに関する主な意見としましては、健康づくりに関連して、「施設内禁煙の推進」や「公共交通機関の利用促進」といった視点について、御意見をいただいております。

本日の審議会では、これまで事務局において検討してまいりました「特定小売商業施設の基準店舗面積」の具体的な見直し案をお示ししたいと考えておりますので、後程御審議いただければと思います。

以上、資料1「商業まちづくり基本方針見直しに関する審議 の経過」について御報告させていただきました。

会長

ありがとうございました。

これまでの振り返りとなりますが、御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、議事に入りたいと思います。

今日は、冒頭申し上げたとおり2点程ございます。まず、1点目は、基準店舗面積についてということですが、前回の審議会において、事務局から少し前振りがありまして、その後、検討を重ねていただいたということですので、今日はその検討結果を御説明いただくことになります。

それでは、はじめに、「特定小売商業施設の基準店舗面積について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、「特定小売商業施設の基準店舗面積の見直しについて」を御説明いたします。

まず、説明に使用させていただく資料につきましては、資料 2 と参考資料 1、2 を用いますのであらかじめ御用意ください。 前回の審議会においては、基準店舗面積の検討にあたり必要 となるデータ等をお示しさせていただき、今後の検討にあたり 更に必要となる情報や考え方などについて、御意見をいただき ました。事務局では、それらの御意見やこれまでの審議会での議論を踏まえ、基準店舗面積の具体的な見直し案について検討してまいりましたので、本日はその検討結果について、御説明させていただき、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えております。

具体的な見直し案の説明に入る前に、前回の審議会で皆様からいただいた御意見を踏まえ、基準店舗面積の検討にあたり必要となるデータ等について、再度整理しましたので、まず、そちらについて御説明いたします。

参考資料1を御用意ください。まず、4ページをお開きください。こちらは、「消費購買の動向などについては、年代別の傾向を見る必要がある」との御意見をいただきましたので、平成29年度県政世論調査における「県外に買い物に行く頻度」について年代別に整理したものです。県外での買い物頻度を年代別に見てみますと、20代では、「月1回程度」や「半年に数回程度」の割合が大きく、年代が上がるにつれてその割合は減っていく傾向があることがわかります。一方、「県外で買い物はしない」の割合は、年代が上がるにつれて増える傾向が見られます。

続いて、5ページを御覧ください。こちらは、昨年度実施しました「商業まちづくりに関するアンケート調査結果」から、「県民のインターネット販売の利用状況」について、年代別にまとめたものです。年代別では、20代~50代は「月に1、2回程度」が最も多く、月に1、2回程度以上利用する割合は、30代が最も多くなっています。

続いて、7ページを御覧ください。こちらも、同じアンケート調査の結果から、「現在の買い物環境の満足度」について、年代別にまとめたものです。全体では7割強の方が満足傾向を示しておりますが、年代別に見ると、20代、30代では、他の年代に比べると不満傾向が比較的高く、グラフでは、緑色と紫色部分ですが、30代が最も不満傾向が高くなっています。また、概ね、年代が高くなるにつれて満足度が高くなる傾向も見られます。

続いて、9ページを御覧ください。こちらも、同じアンケート調査の結果から、「郊外への大型店の立地を抑制することについてどう考えるか」について、年代別にまとめたものです。年代別に見た場合も、いずれの年代でも、グラフ赤色の「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」が最も多くなっては、30代が最もの「抑制は必要ない」の回答については、30代が最も多く、年代別では唯一、グラフの青色の「引き続き抑制した方が良い」又は赤色の「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」よりも多くなっています。一つ前の項目で見たとおり、30代の買い物環境の不満傾向が比較的高くなっていますので、そうした傾向が大型店の立地調整に関する考えに表れていることが考えられます。

次に、10ページを御覧ください。こちらは、前回の審議会において、基準店舗面積の検討にあたり、RESASのデータも活用してはどうかとの御意見をいただきましたので、大型店が出店した山形県A市の滞在人口の変化について、RESASを活用して分析したものです。A市では、2015年8月に店舗面積10,541㎡

の市内最大の大型店が出店しております。資料の中央部の折れ線グラフを見ますと、その翌月である9月の休日の滞在人口が、増加しております。これを前年2014年の同月の状況と比較してみますと、右上の小さな折れ線グラフの8月と9月の状況では、横ばいとなっており、2015年は大幅に変化したことがわかるかと思います。

11ページを御覧ください。こちらは、同じく山形県のA市の滞在人口について、どこの地域から多く来ているのかをRESASの「From-to分析」を使って分析したものです。左右に円グラフが2つずつ並んでおりますが、左側が2014年9月、右側が2015年9月について、A市の滞在人口がどの市町村から来ているのかを表しています。それぞれ2つずつ円グラフがあるのは、左が山形県内、右が山形県外の市町村に分類して表示しています。2014年9月のA市以外からの滞在人口は6,533人、2015年9月のA市以外からの滞在人口は9,471人ですので、2,938人のプラスとなっています。

10ページ、11ページいずれの資料も、1万㎡を超える大型店出店がA市の滞在人口増加に寄与している可能性を示す資料となりますが、あくまでA市全体の滞在人口であり、大型店が出店した地域とはA市内の別の地域で、大型店とは別の要因で増加していることも考えられるため、一つの参考データとして御紹介させていただいたものです。

以上が、前回の審議会での御意見を踏まえ、追加した参考データとなります。

事務局では、これらの事項を踏まえながら、具体的な基準店舗面積の見直し案について検討してまいりましたので、その検討結果について御説明します。

資料2を御覧ください。まず、見直しにあたっての考え方としましては、本県では、条例制定当時の県内大型店の規模と商圏範囲等を踏まえ、商圏が市町村の区域を越えて広範囲に及ぶなど、立地によって広域的にまちづくりに影響を及ぼす可能性のある大型店の範囲として、「店舗面積6千㎡以上」を基準としてまいりました。その立地にあたっては、条例に基本であるましたがき、「持続可能なまちづくり」を基準とて書いて書いただき、「持続可能なまちづくり」を表して、その治理として、その結果、前回の審議会でもで表したとおり、郊外への大型店の立地が抑制されるなど、正配置を図ってまいりました。その結果、前回のおきなど、に進展することを踏まえれば、条例の基本的な考え方は今後も急速を踏まえれば、条例の基本的な考え方は今後も重要であると思われます。しかし、その一方で、大型店の出店傾向の関内の消費購買動向や買い物環境の状況、土地利用関係法令の改正など、社会経済情勢が変化していることから、県民や市町

村等の大型店の立地調整に関する考えなども踏まえ、改めて立 地調整の対象となる特定小売商業施設の適正な規模について、 検討を行いました。

具体的な内容については、「見直し(案)」のところを御覧ください。特定小売商業施設については、条例で定義しておりますが、その基準となる面積については、施行規則で定めることとしており、現行の施行規則では、基準店舗面積を6千㎡とし、基準延べ面積を1万㎡としております。今回、この基準店舗面積を6千㎡から8千㎡に引き上げたいと考えております。

見直しを行う理由についてですが、昨年度実施しました「商業まちづくりに関するアンケート」において、町村部や若い世代の買い物環境の満足度が比較的低いこと、郊外への大型店の立地抑制に関する考えは、商工関係団体は、「引き続き抑制した方が良い」が過半数を超えていますが、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」の回答も多く、約40%となっていること。また、県民、市町村は、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」という意見が最も多いという結果が出ています。このように、県民、市町村、商工団体とも、「ある程度の緩和」を求める声が大きくなっております。

このことから、県民の生活利便性の維持・向上等の観点も踏まえながら、市町村の区域を越えてまちづくり等に大きな影響が及ばないと考えられる範囲内で、基準店舗面積を引き上げたいと考えております。具体的な面積については、平成18年の都市計画法等の改正により、インフラや周辺環境に広域的な影響を及ぼす施設として、床面積1万㎡を超える大規模集客施設の郊外等への立地規制が強化されていることから、都市計画法上のこの基準と他県の大型店の出店状況を踏まえ、基準店舗面積を8千㎡としたいと考えております。

基準店舗面積を8千㎡とする具体的な根拠等については、2ページを御覧ください。左側は、昨年度実施しました「商業まちづくりに関するアンケート」の結果を参考に掲載しております。右側が、基準店舗面積を8千㎡とする根拠について、整理したものです。

平成18年に都市計画法等の改正によって、床面積1万㎡を超える大規模集客施設の郊外等への立地規制が強化されていることを踏まえ、平成18年度以降、東北地方において床面積1万㎡程度で立地した大規模小売店舗の床面積に占める店舗面積の割合の平均を求めたところ、約80%であったことから、基準店舗面積を8千㎡といたしました。つまり、都市計画法等において、広域的に影響を及ぼすとされている床面積1万㎡程度の大規模集客施設は、店舗面積に換算すると平均で8千㎡程度であることから、大規模集客施設の立地規制の考えに合わせて、

同規模程度まで基準店舗面積を引き上げることと考えたものです。なお、県内では、条例施行後、6千㎡以上の出店で届出があったのは1例のみで、しかも3万3千㎡規模の店舗でしたので、本県を除く東北地方のデータを使用しております。

以上が、基準店舗面積の見直し案についての説明となります。 次に、一番後ろの資料になります、参考資料2を御覧ください。これは、前回の審議会で、基本方針全体の中間整理案をまとめ、本日の審議会では、基準店舗面積の見直し案を御提示させていただきましたので、基準店舗面積も含め、今回の見直しを行った場合に、今後、どのようにして「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現を図っていくのかなどについて、整理したものです。

今回の見直しについては、ポイントが大きく4つございます。 1つは、「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」 のところに、買い物等を通して暮らしの充実や「楽しさ」が感 じられるまちづくり、若い世代の参画するまちづくり、空き家 等の遊休不動産を活用したまちづくり、歩いて健康的に暮らせ るまちづくりといった新たな視点を追加したことです。これは、 これまでの審議会において、社会経済情勢の変化やまちづくり の課題等を踏まえ、整理したものですので、今後、こうした方 針を踏まえながら、県と市町村が連携し、商業振興等の各種施 策を検討・実施することで、社会経済情勢の変化に対応したま ちづくりを推進していくということです。

2つ目としましては、「県と市町村の役割分担」や「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」などに、連携中枢都市圏や定住自立圏などの圏域による広域的なまちづくりの視点を追加したことです。具体的には、特定小売商業施設の立地誘導にあたっては、圏域内で調整が図られている場合は、圏域単位で誘導市町村の要件の適否を判断することも可能とすることで、広域での特定小売商業施設の適正配置が検討されるものとなります。これによりまして、商業まちづくりの分野においても市町村が相互に連携し、共通課題に取り組むことで、圏域全体の地域経済の活力維持や各市町村の交流人口拡大等にもつながり、ひいては広域的なまちづくりの促進にも寄与するものと考えております。

3つ目としましては、特定小売商業施設の立地の抑制に関する考え方は変更していない点です。今後も人口減少・高齢化が急速に進展していくことを踏まえ、これまで通り、市街化調整区域等の郊外への立地は抑制し、中心部へ誘導するなど、条例の基本的な考え方は維持し、引き続き「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方と調和した特定小売商業施設の適正配置を図っていくことが必要という考えです。

4つ目としましては、先程御説明しました基準店舗面積の見直しについてです。基準店舗面積を8千㎡に見直すことで、この面積未満の大型店の多機能化等による県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を促していくとともに、これまでどおり、この面積を超え、立地によって広域に影響を及ぼす大型店については、引き続き、広域的な見地から適正な配置を図り、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを実現していくという考えです。

この資料でまとめたように、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現のためには、地域ごとのさまざまなまちづくりの課題を把握しながら、県の商業まちづくり基本方針や市町村の商業まちづくり基本構想等に基づき、市町村においては、商業まちづくりの推進に関する施策を戦略的に実施すると同時に、県においては「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方と調和した特定小売商業施設の適正な配置を図っていくことを、市町村と県が互いに連携しながら総合的に推進していくことが重要であると考えております。

こうした考え方につきましては、今後、県民や市町村、商工 関係団体等に御理解をいただけるよう、市町村説明会やパブリック・コメント等において、御意見を伺いながら、最終的な見 直し案を検討してまいりたいと考えております。

基準店舗面積の見直し案及び基本方針等の見直しによる条例の基本理念である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の 実現の姿についての説明については、以上となります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から「特定小売 商業施設の基準店舗面積」について、御説明をいただきました。

前回の審議会で申し上げましたが、私たちが諮問を受けているのは、基本方針の見直しであり、基準店舗面積は基本方針ではなく、施行規則で定められているものですので、直接的に我々が諮問を受けているものではありません。しかしながら、基準店舗面積は、基本方針と密接な関係があるので、本日審議することとなっております。

御質問、御意見等はございますでしょうか。

委員

高齢者だけでなく、全世代型の共生まちづくりが福祉でも長らく言われており、やはり商業行動についても全世代が満足するような内容ということで、今回御説明いただいた内容では、網羅されているのだなと感じていました。

しかし、日常の生活の中で、どのような影響が出てくるのかもう少し御意見を伺いたいと思っております。

委員

年代別のアンケート結果を出していただき、ありがとうございました。とても興味深い内容だと思い、拝見しておりました。

先程の見直し案の御説明ですが、商業まちづくりに関する大型店舗に関しては、1年以上前から真剣に協議してきたと思っています。その中で、デメリットについてお話しさせていただいたり、消費者としてだけでない店舗としての意見についても協議してきたつもりです。これだけ見てしまうと、デメリットの部分が見えない。メリットもデメリットも挙げた上で、ここなんだというように出さないといけないのかなと思います。反対派の方も少なからずいらっしゃると思うので、良いことだけ書いてというように見られないように御注意いただきたいと思いました。

会長

デメリットというのは、基準店舗面積を6千㎡から8千㎡に 上げた場合のということでしょうか。

委員

商店街に影響があるのではないかとか、他県の事例を見ると、 大型店出店により、土日は来客が集中するが、平日はそれ程増 えていないというようなデータを見せていただいた上でのこと だと思っていますので、そこの部分についても協議したという ところがあった方が良いと思います。

事務局

見直しを行うことによって、今後、日常の生活において、デメリットも含めてどのような影響が出てくるのかという御質問かと思います。

現在、店舗面積が6千㎡以上となる小売商業施設を設置する場合、届出をしていただいておりますが、その後の手続きが非常に煩雑な面もあることから、抑制効果につながっていると認識しております。店舗面積1千㎡を超える大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法に基づく届出がありますので、その届出状況を見ますと、店舗面積5千㎡後半での出店が多いということがあります。このことから、条例の届出を回避するという動きも否定できないと思っております。そのため、今回基準店舗面積を8千㎡に上げることによって、おそらく、7千㎡台の小売商業施設が出てくる可能性があるかと思っております。

5千㎡台後半の施設を見てみますと、スーパーマーケットやホームセンター、ドラッグストアなど、複合型の施設が多くなっております。今回2千㎡引き上げることによって、そのような形態に、更に新たな店舗がショッピングセンター内に入る、あるいはホームセンターなどにおいては、より多機能型の施設

で出店するといったことを想定しています。そのことによりまして、消費者の立場から言えば、多機能型の施設が増える、商品の品揃えが良くなるなどの面で、消費に関する満足度を高めることになるのかなと思います。今回、町村部における満足度がやや低いということでしたので、町村部においても店舗の立地可能性が高まると考えられますので、市部同様に町村部の満足度も高まればという期待も込めております。

デメリットの点については、商店街や商店からの御意見はあろうかと思います。商店街につきましては、モノを売るだけでなく、地域の文化や歴史の継承など、まちづくりの大きな要素を担っていくということは、これからも変わらないと思っております。今回、基準店舗面積を引き上げることによって、商店街の衰退につながるのではないかという御意見もあるかと思います。こちらにつきましては、県では、今年度、商店街の維持・高度化につながる事業、例えば、商店街で買物困難者への支援や販路拡大を図る事業などに対する支援制度を新たに創設いたしました。商工会等による伴走支援を受けながら、商店街の魅力を向上させる事業に対しての補助制度を設けたものでございます。

また、リノベーションまちづくりというものに数年前から取り組んでおります。これは、空き店舗等を活用し、創業支援という形で、新たな方にまちの商店街の一角に魅力のある店舗をつくっていただいて、そこをきっかけにして商店街のエリアの再生を図っていこうというまちづくりの考え方です。県では、こうした取組にも更に力を入れて「歩いて暮らせるまちづくり」を商店街等で実現できるような取組を進めてまいりたいと考えております。

それから、国におきましても、消費税増税への対応として、 商店街への支援事業、特に観光やインバウンドに関する支援事 業について、大きな予算が付いております。これにつきまして も、我々の方でもきちんと商店街に対して情報伝達した上で、 有効に活用していただけるよう積極的にPRしてまいりたいと 考えております。

一方、市町村においては、地域で必要な商店と大型店がどうしたら共存していけるのかしっかりと考えていっていただきたいと思っており、今回の見直し案について御了解いただければ、今後実施する市町村説明会において、市町村に対してお願いしてまいりたいと考えております。

このように、県、国、市町村等の補助制度等を有効に活用していただくなど、引き続き商店街や商店の維持・高度化についてしっかりと施策を講じてまいりたいと考えております。

会長

メリットとデメリットのお話がありましたが、基準店舗面積 6千㎡を8千㎡に上げることの効果については、いろいろと想 定はできると思いますが、実際に施行されてみてどうなのかに ついては、確たる予想はできないというのが実情だと思います。

条例は「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の実現が理念としてありますので、これから市町村説明会、パブリック・コメントがあり、このままでいくのかはわかりませんが、仮にこのままで改定することになった場合は、随時チェックして、条例の理念や目的に反する事態が頻発するようなことになれば、我々にも御相談いただき、場合によっては審議する必要があると思います。

委員

只今の御意見には、私も賛成です。デメリット面ですが、特に、参考資料1の10ページのデータだけを見ますと、一時的に滞在人口が上がっていますが、徐々に元に戻ってきているようにも見受けられますので、翌年はどうだったのか、滞在人口は観光などにも左右されますので、商業施設の売り上げですとか、補強材料を増やしていかないと、これだけでは突っ込まれる可能性があると思います。デメリット面はないのかということについてももっと強調して分析された方が良いと思います。

事務局

参考資料1の10ページ、11ページですが、資料には付けておりませんが、2014年と2015年の比較では、2015年に大規模商業施設ができたことによって翌月の9月に滞在人口が増えたというデータを示させていただきましたが、2016年はどうなったのかについても少し調べてみました。そうしますと、2015年程ではありませんが、全体として滞在人口は底上げされております。ただ、商業施設ができた当時の滞在人口よりに活用しておりますので、商業施設をいかに全体のまちづくりに活用しておりますのかという意味で、市町村のまちづくりの力量にかかてくると考えております。我々として、デメリットについて、デメリット分析はしっかりやるとして、メリットについて、デメリット分析はしかりやるとして、メリットについても一過性のものでなく、地域に根付いた、地域の活力に資するものにならないといけないということについて、データ等を活用しながら分析して、市町村を含めてPRしていきたいと思っております。

会長からも御指摘がありましたが、今回の改正をすることによって、今後どのように変わっていくのか、きちんと追跡して調査していくことが大事だと思っておりますので、引き続き御指導いただければと考えております。

会長

その他、基準店舗面積について、御意見等ございますでしょ

うか。

(意見等なし)

それでは、議事の2つ目「(2)地域貢献活動ガイドライン について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「地域貢献活動ガイドラインについて」を御説明いたします。

前回の審議会におきまして、地域貢献活動ガイドラインの見直し案について、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、 一部修正を加えましたので、御説明いたします。

資料3の10ページを御覧ください。前回の審議会では、健康づくりに関連して、「施設内禁煙の推進」や「公共交通機関の利用促進」の視点も盛り込んではどうか、といった御意見をいただきましたので、10ページの上から2行目ですが、新たに「健康づくりに寄与する施設づくり」という項目を設け、「受動喫煙防止のための施設内禁煙の推進、広い館内を活かしたウォーキングコースの設置、公共交通機関での来店を促進するためのバス乗降所等の設置と優遇措置の実施など、健康づくりを意識した施設づくりに努める。」という文言を追加させていただきました。

これは、県民の健康づくりの促進について、(1)の関連イベント等の開催などのソフト的な視点と(2)の施設整備などのハード的な視点と(3)の従業員等への働きかけといった視点に分けて記載するものです。

前回の審議会からの修正点は以上となります。御審議の程よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に対して、御意 見や御質問等ございますでしょうか。

(意見等なし)

議題は以上になりますが、基本方針見直しの今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「商業まちづくり基本方針見直しの進め方について」御説明いたします。

資料4を御覧ください。本日の審議会において、基本方針全体と基準店舗面積の見直し案について、御審議いただきましたので、今後、県民や市町村等の御意見を伺うため、県民意見公

募(パブリック・コメント)や市町村説明会を実施したいと考えております。

まず、県民意見公募(パブリック・コメント)については、 4月下旬から5月下旬にかけて、県のホームページ等で基本方 針及び基準店舗面積の見直し案に対する意見を公募したいと考 えております。

また、市町村説明会については、5月中旬~下旬にかけて、 県内3方部で開催し、市町村に対して基本方針及び基準店舗面 積の見直し案の内容について、丁寧に説明したいと考えており ます。なお、市町村からの意見については、文書による照会も 行い、文書にて回答をいただく予定です。

県民や市町村等の意見を踏まえた改定案については、次の審議会で審議していただき、ここでまとまれば、最終的な改定案を決定し、その後、基本方針の見直しの諮問に対する答申をいただきたいと考えております。「商業まちづくり基本方針」見直しの進め方については、以上でございます。

よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。

只今の御説明について、御質問等はありますでしょうか。

委員

3方部で1回ずつ開催する市町村説明会には、商店街の方などはいらっしゃらないと思うのですが、商店街の方などが意見を言いたい場合は、パブコメで意見を出すか、市町村の担当の方に言って、代理で意見を言ってもらうしかないということでしょうか。

事務局

市町村説明会は、市町村職員だけを対象にして行いたいと考えております。商工関係者等につきましては、商工団体には、個別に御説明させていただくとともに、例えば、経営指導員の研修会等の機会を利用させていただいて、今回の見直し案について御説明させていただき、御意見をいただきたいと考えております。

また、商店街等につきましては、県商店街振興組合連合会などにお話しさせていただくなど、広く意見を伺いたいと考えております。

委員

出てきた意見を私たちが見られるのは、次の審議会ということでよろしいでしょうか。

事務局

パブリック・コメント等の御意見については、ある程度類型 化したものにまとめ、それらに対する事務局の意見について、

	次の審議会で皆様にお示しさせていただき、皆様の御意見も踏まえた上で、最終的な見直し案を考えるといった流れで進めてまいりたいと考えております。
会長	その他、ございますでしょうか。
	(質問等なし)
	それでは、本日の議事は以上で終了となりますので、事務局 にお返ししたいと思います。ありがとうございました。
司会	川﨑会長、ありがとうございました。 閉会に当たりまして、商工労働部長より御挨拶申し上げます。
部長	委員の皆様におかれましては、たいへんお忙しい中、熱心に 御審議いただき、ありがとうございました。 今後は、本審議会で御了承いただきました基本方針や基準店 舗面積の見直し案を基に、パブリック・コメント、市町村説明会を実施いたします。 これらの結果も踏まえ、引き続き基本方針等の見直しについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、更なる御審議をよろしくお願い申し上げます。 結びに、本県の商業まちづくりの推進はもとより、商工労働行政、更には県政の推進に引き続き御理解と御協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。 本日は、ありがとうございました。
司会	以上をもちまして、平成31年度第1回福島県商業まちづく り審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

以上